

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定（もにす認定）に伴う認定通知書の交付を行いました。

令和2年4月より「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」が創設されています。

令和7年5月15日、木場公共職業安定所管内（江東区・江戸川区）の事業所が「もにす認定企業」として認定され、令和7年6月2日に事業主に対して認定通知書を交付いたしました。

【認定事業主】

■MXMアスター株式会社（江東区）

同社は MX モバイリング株式会社の特例子会社として 2021 年 7 月に設立されました。

多様な人財がそれぞれの個性や能力を活かし、互いを認め合いながら成長できる環境づくりを目指しています。障がいのある方が自分らしく働き、やりがいを感じられる職場をつくることで、誰もが活躍できる社会の実現に貢献します。

社名の“アスター”は、多様性や信義を象徴する花に由来しており、私たちの理念そのものです。



MXMアスター株式会社 田中社長(写真右)と
ハローワーク木場 前田所長(写真左)

今回、当所管内（江東区、江戸川区）では5社目の認定通知となります。今後、より一層本制度の周知啓発に努めますので、中小事業主の皆様の認定申請をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

ハローワーク木場 雇用指導コーナー TEL：03-3643-8625



共に進む（ともにすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

■「もにす認定制度」とは（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

■東京都内のもにす認定事業所一覧（東京労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00603.html